

非暴力平和隊・日本(NPJ) ニュースレター

第79号

2021年6月1日発行

〒101-0063 東京都千代田区神田淡路町 1-21-7 静和ビル 1階 A 室
スペース御茶ノ水気付 非暴力平和隊・日本

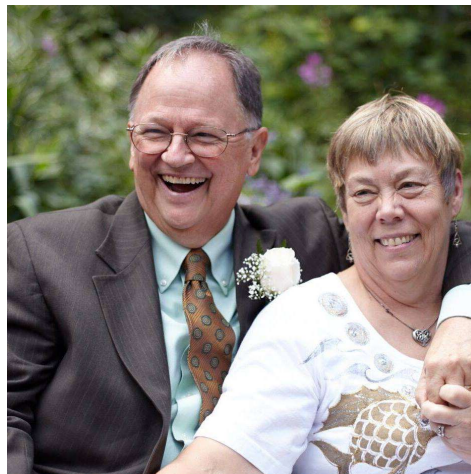
Tel: 080-2678-5973 E-mail: office@np-japan.org

Website: <http://np-japan.org/>

Nonviolent Peaceforce Japan Newsletter

・【巻頭言】

- | | | | |
|-----------------------------------|------|-------|-----|
| アメリカの暴力と非暴力
—我々はどのアメリカと連携するのか— | 共同代表 | 君島 東彦 | 2 |
| ・ NP 共同創設者メル・ダンカン退任 | | 事務局 | 5 |
| ・ 2020 年度決算、2021 年度予算 | 理事 | 大橋 祐治 | 9 |
| ・ 2020 年活動報告、2021 年活動方針 | 事務局長 | 安藤 博 | 1 2 |
| ・ 沖縄報告 | 共同代表 | 大畑 豊 | 1 4 |
| ・ 重要土地調査規制法案に関する緊急 声明 | 共同代表 | 大畑 豊 | 2 5 |



—Happy Retirement—

【NP 共同創設者メル・ダンカンと伴侶 Georgia】

【巻頭言】

アメリカの暴力と非暴力

—我々はどのアメリカと連携するのか—

共同代表 君島東彦

メル・ダンカンの退任

非暴力平和隊（Nonviolent Peaceforce、以下 NP と略す）の創設者の1人、メル・ダンカン（Mel Duncan）がこの5月でNPの役職を退任する。メルはいまから5年前、2016年7月に東京、京都、広島を訪れて、一般市民や大学の学生を対象にNPの活動について講演した（この講演は『ピースキーパー——NGO 非暴力平和隊の挑戦』阿叻社というブックレットになっている）。メル・ダンカンのこれまでの仕事に対して心から感謝と御礼の言葉をおくりたい。

メルがNPの資金集めのための講演会で必ず言うフレーズがある。「わたしには8人の子どもがいます」。そんなにいるのか、と会場が少し反応する。メルは続ける。「彼ら・彼女らの母親はぜんぶ違うのです」。ここで会場がかなりざわつく。メルの8人の子どもたちは全員養子なのだ。ラテンアメリカ出身の養子が多いようだ。養子をとるのはアメリカのよき文化であるが、8人の養子とはメルの包容力の大きさを示している。

メルのことを考えると、ひとまわり年長のもうひとりの創設者、デイヴィッド・ハートソー（David Hartsough）のことを連想する。デイヴィッドは、2000年11月末に日本を訪れて、これが契機となって非暴力平和隊・日本が生まれたのである。デイヴィッドはその後、2002年1月にも来日して、

東京、京都、名古屋で講演をしている。NPが創設されて、もう20年になるので、ここでは草創期のことを少し書いておきたい。

NP 創設の経緯——コソボの人的危機とハーグ平和アピール

大きなきっかけは、1999年5月にオランダのハーグで開催された「ハーグ平和アピール市民社会会議」である。冷戦終結後の1990年代、さまざまなNGO活動が活発になり、90年代には地球環境、人権、途上国の貧困・開発、女性の権利等々の問題について、大規模な会議が開催された（92年リオ地球サミット、93年ウィーン人権会議、94年コペンハーゲン社会開発サミット、95年北京女性会議等々）。これらの最後のものとして、政府ではなく市民社会・NGOが主催したのが「99年ハーグ平和アピール市民社会会議」だった。世界中から400を超えるNGO、9000人の参加者を集めた。大畑さんもわたしも参加した。これは平和について開催された世界最大規模のNGOの会議だったと思う。1999年5月というのは、旧ユーゴスラヴィアのコソボで人的危機があり、それに対してNATOが人的危機をとめるためと主張して国連の承認なく「人的介入」としてユーゴ空爆を行った時期であった。これは冷戦後の平和問題の典型であった。

ハーグ平和アピールは平和NGOの見本市のようなもので、世界のNGOがそれぞれにワークショップを主催した。国際平和旅団（Peace Brigades International、以下PBIと略す）というNGOが、「紛争地における市

民平和活動家の活用の促進」というワークショップを主催し、そこでデイヴィッド・ハートソーとメル・ダンカンが出会い、NPをつくらうという動きが生まれたのである（わたしはそのワークショップには参加しなかったので、1999年の時点ではまだデイヴィッドとメルを知らなかった）。PBIとは、武器を持たない外国人市民ボランティアのチームがグアテマラのような紛争地に入って行って、そこで地元の人権活動家に常に寄り添うことによって、彼らの命をまもり、暴力を防ごうという NGO である。これらの活動は非暴力的介入と呼ばれることがあるが、PBIと同じような活動をしている NGO は世界に20くらいある。PBIは10人から20人くらいのチームが紛争地に入っていくのであるが、これをもっと大規模に実現しようというのがNPの最初の構想だった。コソボのような人道的危機に対して、武力介入でもなく、傍観でもなく、非暴力的に介入するのがこれらの NGO である。

NPと日本国憲法の平和主義の出会い

ハーグ平和アピールの翌年、2000年5月にニューヨークの国連本部で、「ミレニアム・フォーラム」という NGO の会議があり、それに参加したわたしはそこでデイヴィッドとメルに出会った。デイヴィッドとメルは、その時点でNPの詳細な構想を持っていた。デイヴィッドが世界中の平和活動関係者を訪ねて、NPプロジェクトへの協力者をさがし、国際運営委員会を組織した。その過程でデイヴィッドが来日して、非暴力平和隊・日本につながるのである。わたしは

NPの設立準備にかかわり（国際運営委員）、設立後数年間、国際理事をつとめた。わたしにとっては、NPは日本国憲法前文・9条の実践であり、NPと日本国憲法の平和主義は相互補完的な関係にあると考えてきた。NPは、日本の市民と政府にとって、日本国憲法の平和主義の具体化として、特別な意味を持っているとわたしは考えている。

2001年から2002年にかけて、NPの国際運営委員会がさまざまな準備を行ない、2002年11月末から12月初旬にかけて、インド・ニューデリーのすぐ南、スラージカンド(Surajkund)で開催された設立総会で、NPは国際NGOとして正式に発足した。

デイヴィッド・ハートソーの回想録

メルの退任の報を聞いて、2014年の購入以来ずっと本棚に積読状態になっていたデイヴィッドの回想録を読んだ(David Hartsough, *Waging Peace: Global Adventures of a Lifelong Activist*, California: PM Press, 2014)。デイヴィッドのパーソナル・ヒストリーの一部は、2002年来日時の講演記録(「非暴力という生き方」『インパクション』130号、2002年5月)に載っているが、2014年の回想録には彼の半世紀を超える平和活動の全体がストレートに書かれている。いろいろなことを考えさせられるが、NPという平和NGOが、献身的良心的なアメリカの平和運動、平和活動の到達点として生まれたことがよくわかる。

デイヴィッドの父はプロテスタントの牧師で、第2次世界大戦の良心的兵役拒否者である。その後、クエーカーの平和活動



広島講演会会場



親愛なる君島東彦様、

T. S. エリオットは次のように書きました、「私達が探求をやめることはないでしょう。すべての探求の最後は、自分が出発した場所へと辿り着き、その場所がどこだったかを我々は初めて知ることになるのです。」

1999年5月開催のハーグ平和会議の場で私とデビッド・ハートソーが出会った時には、私達が向かおうとしているところがどこなのか全く知りませんでした。

その時から、私たちはグローバルで、訓練の行き届いた、プロフェッショナルで大規模な非暴力平和隊の創設といった同じようなビジョンを持った人たちに一緒にやらないかと声掛けを始めました。メアリー・ルー・オットが早速私たちと一緒にになりました。NPの創設者の一人です。私たちがすぐに発見したことは、上述したような大規模な非暴力平和隊は私たちと同様多くの人達にと

って、幾度となく想起されたビジョンであったので、前に進める準備ができており、実現してみようではないかとなったのです。デビッド・ハートソー、メアリー・ルー・オットと私の3人は創設者というよりも焦点（フォーカス）でした。私たちの粘り強さで、他の人たちが彼らの夢や思考力、精神、時間、資金そしてまさに生活を共有し、非暴力平和隊（NP）と一緒に立ち上げるまでフォーカスを持ち続けることができたのです。

ここに至るまで、皆さんすべてが私達と一緒にNPを立ち上げるために前に進めてきたのです。私たちは確かに難局に対面しました：資金がなくなり、暴力が暴発し、治安の危機に遭遇した地域からの撤退、人事の問題、重篤な疾患、津波やその他もろもろ、しかし、私たちは何とかして生き延びてきました。振り返ってみるに、私は身が縮む思いで下した決定もありました。しかし、私たちは生延びただけでなく力強くなったのです！

私の師の一人、マイケル N. ネイグラ（U. C. Berkeley 大学名誉教授：非暴力活動家）は近著「第三の調和：非暴力と人間性の新しい物語」（Third Harmony: Nonviolence and the New Story of Human Nature）で、宇宙の道徳的構造に固有な普遍的原則を具体化したガンデイとキングについて書いています。

私たちは私たちの誰よりも、或いは私たちすべてを合せたよりもさらに強力な力を取

り入れます。私たちは少なくとも古代の仏教の伝承の神、Lokanat までさかのぼる我々の祖先に照らされた道を踏みしめて、何百人もの非暴力平和活動家がミンダナオからミャンマー、ミネアポリスにわたって市民を保護し暴力を防止する活動に従事して今日に至りました。それは NP だけでなく、25 の地域で活動する、少なくとも他の 50 の NGOs について言えることです。完全とは言えませんが、深い謙虚さを持って言いましょう；私たちはキング牧師が描いた‘モラルの宇宙にかかる弧’を追っているのです。ここに至るまで、私たちは何千人もの勇気、創造力、献金、多大な努力、祈りや礼拝に支えられてきました。

(注記：キング牧師が 1965 年 3 月 25 日、アラバマ州モントゴメリーの州議事堂前で述べたフレーズ。オバマ大統領も大統領就任式で引用：

The arc of the universe is long, but it bends toward justice.

—空を描く天空の弧は長い、だがそれは正義がある場所に向かって弧を描いているのだ—、

バイデン大統領も同じ個所を引用)

私たちは、よく訓練され自制心のある非暴力の市民の保護活動家たちが世界のもっとも暴力的場所で暴力を抑制し市民を守ることができることを証明しました。もっと重要なことは、これらの地域に住んでいる人たちに少しの支援と訓練を行うことで平和を創る手助けをし、多くの場合、彼ら自身

を守り安心感を与えることができることを証明したことです。私たちは武器を必要としません！

2020 年 11 月のアメリカ大統領選挙の投票日のために、ミネアポリス/セント・ポールで最も脆弱な 30 か所の投票所の混乱を防ぐ目的で 170 人に非暴力トレーニングを実施して送り込みました。

多くの投票所は食べ物や音楽、焚火やライトが一杯で、地域のお祝い行事の場に変えられました。誰も彼らをおびえさせることはできませんでした。その日はほとんど事件はありませんでした。ある投票所で終了間際に立っていた私は、南スーダンであれ南部ミネアポリスであれ、深く地域に関わることが真の安心の礎となることを思い起こしました。

スリランカ、グアテマラ、ミンダナオ、南スーダン、レバノン/シリア、ミャンマーやイラクにチームを派遣してきましたが、2020 年 6 月以降、これらの海外で学んだことの何かがここ、ミネアポリスで適用できないかを近隣の幾つかのグループと一緒に取り組んでいます。北部ミネアポリスに住むギャングや暴力団に影響された 16 歳から 24 歳の若者の更生のためのプログラム、EMERGE North 4 program というのがありますが、私はこれら若者のトレーニングに参加してきて本当に喜んでいますが。彼らの身を守るために得た知識とさまざまな非暴力保護手法を結び合わせて、彼らは今では街頭デモや彼らの地域で治安を提供していま

NPJ 2020年予算・実績

項目	予算	実績	備考
参加費			
会費	600,000	624,000	会費達成 感謝
カンパ	400,000	335,800	コロナの影響
雑収入		12	
経常収入計	1,000,000	959,812	
発送配達費	120,000	66,272	注1
給料手当	240,000	240,000	
事務所賃貸料	60,000	60,000	
振込料	20,000	16,071	
事務費	20,000	7,809	
旅費交通費	0	0	活動支援費へ付替え
通信費	10,000	14,679	
雑費	7,000	2,440	
広報費	140,000	41,250	注2: 翻訳発生せず
活動支援費	626,000	394,129	注3:
会場費	20,000	39,500	注4:
講師費用	40,000	100,000	注5:
経常支出計	1,303,000	982,150	
当期経常収支過不足	-303,000	-22,338	
前期繰越剰余	-24,885	242,929	
今期経常繰越剰余金	-327,885	220,591	
特別収支			
前記残高	1,337,310	1,337,310	
今期支出	240,000	240,000	注6
特別収支残高	1,097,310	1,097,310	
未払金		120,000	
残高合計	769,425	1,437,901	

注1：ニュースレター4回発行、印刷は日本工業社発注→ボラセン活用、発送はヤマト運輸

注2：ウェブ管理費：3,300円x12カ月+α=54,000

注3. 予算：NARPI支援費30,000、NP支援60,000、地域活動支援50,000、沖縄支援費340,000

沖縄支援費内訳：大畑航空費（沖縄ー東京）25,000X4、大畑レンタカー20,000 x 12

沖縄支援費旅費交通費より振替50,000

実績： NARPI支援費、地域活動支援費共に発生せず。

沖縄支援費：大畑航空費90,929円、大畑レンタカー240,000円

沖縄支援費緑交通費より振替 発生せず

注4: 対話集会2回開催：2020年9月27日、2021年3月27日 いずれも文京シビックセンター会場

注5：9/27講師：伊藤真氏、謝礼30,000円

3/27発題者謝礼：田村あずみ氏50,000円（含む旅費交通費）、大澤茉実氏20,000円

注6. 沖縄支援費へ支出（大畑活動費）

NPJ 2021年度予算

項目	2020年度実績	2021年度予算	備考
参加費			
会費	624,000	600,000	前期予算・実績勘案
カンパ	335,800	350,000	実績勘案
雑収入	12	0	
経常収入計	959,812	950,000	
発送配達費	66,272	70,000	実績勘案
給料手当	240,000	240,000	前期予算
事務所賃貸料	60,000	60,000	前期予算
振込料	16,071	20,000	前期予算
事務費	7,809	20,000	前期予算
旅費交通費	0	0	前期予算
通信費	14,679	15,000	実績勘案
雑費	2,440	7,000	前期予算
広報費	41,250	150,000	注1
活動支援費	394,129	500,000	注2
会場費	39,500	20,000	前期予算・Zoom活用
講師費用	100,000	40,000	前期予算・Zoom活用
経常支出計	982,150	1,142,000	
当期経常収支過不足	-22,338	-192,000	
前期繰越剰余	242,929	220,591	
今期経常繰越剰余金	220,591	28,591	
特別収支			
前記残高	1,337,310	1,097,310	
今期支出	240,000	240,000	前期予算：沖縄支援費
特別収支残高	1,097,310	857,310	
未払金	120,000	0	
残高合計 (22+26)	1,437,901	885,901	

注1：NPJパンフレット改版の必要あるが、今年はウェブサイトを更新する

注2：沖縄支援費360,000円（大畑レンタ・カー240,000円、航空運賃120,000円）

NP支援費：60,000円、地域活動支援費：50,000円、NARPI支援費30,000円

2020 年度決算、2021 年度予算 についてのご説明

理事 大橋 祐治
.....

1. 収入：

(1) **会費**：2020 年度は予算達成しました。ご協力ありがとうございます。2021 年度も 2020 年度と同額を予算化しました。宜しくお願い致します。

(2) **カンパ**：新型コロナウイルスの影響下にもかかわらず皆様のご理解ご協力に心からの感謝です。2021 年度は 2020 年度の実績を勘案しました。

2. 支出 (注記以外の補足説明)

1. 活動支援費の主な支出

(1) NP 関連

NP 支援費：2019、2020 年度分、未払になっています。2021 年度も会費の 10 パーセント 60,000 円を計上しました。合わせて NP のピースボンドを購入いたします。

(2) **NARPI (ナルピ) への支援 30,000 円**
NARPI (東北アジア地域平和構築インスティテュート：Northeast Asia Regional Peacebuilding Institute：理事・奥本京子 (大阪女学院大学教員) が日本側代表) 実践的平和トレーニング支援。2020 年度はコロナのために開催されませんでした。2021 年度も予算化しました。

(3) **地域活動支援費 50,000 円**

地域で開催される非暴力トレーニング、平和イベントなど地域活動への支援です。2020 年度は申請がありませんでした。是非地域での活動にご活用ください。

(4) **沖縄支援費**

平和憲法維持活動、沖縄基地問題は非武装平和活動そのものであります。したがって NPI の政治的立場を取らない基本方針を尊重しつつも、沖縄軍事基地増設に対する反対運動により力を入れています。2021 年度予算は 2020 年度の実績を加味して予算化しました。特別収支からの 240,000 円を加算し、沖縄支援費総計は 600,000 円となります。

2. 広報費の主な支出

NPJ のパンフレットの在庫がなくなりました。当初、パンフレットの改版製作を検討していましたが、ハードコピーよりもウェブサイトや SNS などが広報活動に有効であることから、2021 年度は取敢えずウェブサイトの刷新を行います。予算として 100,000 円を計上しました。NP 活動の翻訳はボランティアでお願いしたいと考えております。

3. NPJ 主催の対話集会の継続

2020 年度は 2 回開催しました。2021 年度は wi-fi 環境を考慮し出来れば会場を使用しない Zoom での開催を企画します。

【2020 年度活動報告】

理事・事務局長 安藤博

< 討論集会開催 >

1. 2020 年 9 月 27 日、東京都文京区文京シビックセンター会議室（シビックホール）で伊藤真氏を講師として

「憲法 9 条を考えるー激変する 東アジアに生きる市民として」

のテーマで講演と対話集会を開催した。
対話：伊藤真氏×君島東彦氏（NPJ 共同代表、立命館大学憲法学教授）

2. 2021 年 3 月 27 日（土）、東京都文京区文京シビックセンター会議室で討論集会

「抵抗のかたちと希望 3.11、沖縄、上関の経験から」

を開催した。

○報告者：

田村あずみ氏（滋賀大学講師、英国ブラッドフォード大学大学院卒）、

大澤茉実氏（花伝社編集者、元 SEALDs メンバー）、

大畑豊氏（NPJ 共同代表、辺野古湾抗議船船長）、

前田恵子氏（NPJ 理事、生協理事）

○司会：君島東彦・NPJ 共同代表

< 活動支援 >

1. 沖縄活動

事務所賃貸料の値下げ（10,000 円 →5,000/月）と会計システム利用代金の削減（3,000→0/月）で合計年間 96,000 円を節減し、その全額を沖縄支援費に繰り入れた。特別収支からの 240,000 円を加えて 676,000 円を沖縄勝支援に当てた。

2. NARPI

NARPI（北アジア地域平和構築インスティテュート：Northeast Asia Regional Peacebuilding Institute、理事・奥本京子・大阪女学院大学教員が日本側代表）への資金支援（30,000 を前年度（2019 年度）までと同じく予算化した行ったが、ピースボート船上で実施予定の 10 周年祝賀交流会は、新型コロナウイルス感染症のためキャンセルされ、オンライン（Zoom）上で行ったので支援は発生しなかった。

3. 非暴力平和隊本隊（NP）の国際平和活動に対する支援（「NPJ 収入の 10%を目途とする」を行った。（2019 年度と併せて 2020 年度末では未払金として計上）

【2021 年度活動方針】

< コロナ下の活動/連携強化 >

新型コロナウイルス禍が続くなか、教育、

企業活動、行政、各種団体活動で「三密」を避けて行われる在宅/遠隔のオンライン会議が、非常時の応急対策から「新しい常態」(ニューノーマル)として定着しつつある。NPJも、2020年度に行った二回の討論集会をオンライン会議(Zoom)と並行して行い、「集まらずに討論する」ことに徐々に習熟している。2021年度は、IT技術になじんでいる学生など若手の参加を得て、定例の会議や講演/討論集会などをさらにスムーズに行えるようにしていく。

<団体 web の更新>

2022年の11月、12月には、NP、NPJが設立されてそれぞれ20周年を迎える。

この機会にNPJの活性化を図りたい。幅広い世代、特に若い世代に訴求して世論形成するためにはオンライン上で動かす必要がある。そのために、ウェブサイトを作り替え、そのあとにSNSで発信していく体制を整え、設立20周年への準備を進めたい。滞りがちな非暴力平和隊/日本 web の更新を、(上記の)「IT技術になじんでいる学生など若手の参加を得て」的確に行う。

具体的には、トップページは原則、2週間に1度の頻度で更新。更新の内容は

① トップページにニューズレターの内容を地の文として貼り付ける。

② 「平和カフェ」を2か月に1度開催、その内容をトップ頁にアップ

<平和カフェの開催>

2ヶ月に1度の頻度でNPJの会員、購読

者間で時宜にかなったトピックスを取り上げ自由な意見交換をZoomで行う。或る程度習熟した段階で、メル・ダンカンとの対話集会、1年間南スーダンで活動、ブリュッセルでインターンもした岡田さんに、国際NP活動の近況等につき話しを聞くなどを企画。岡田さんは、現在、NGO【ピースウィンズ・ジャパン Peace Winds Japan)の職員。

<リーフレットの全面改定>

前年度から持ち越している団体リーフレットの改訂を実行する。今年はその準備とし、可能であれば特別収支から予算化し実現する。

<活動支援>

・ 沖縄(辺野古、高江)の軍事基地建設反対の闘いに対する支援にさらに力を入れる。沖縄県民の強い反対を無視して強行される軍事基地建設は、政府が暴力組織(警察機動隊、海上保安官)を前面に立てて行っている暴力そのものであり、これに座り込みや海上パレードで抵抗する非暴力平和行動に可能な限り参加し資金面など支援を行っていく。

・ 東北アジア地域の平和構築を目指して平和実践トレーニングを行っている NARPI への資金支援も、前年度と同様に行う。

・ 非暴力平和隊本隊(NP)の国際平和活動に対する支援(「NPJ収入の10%を目途とする資金」)を、引き続き行う。

沖縄報告

共同代表 大畑 豊

沖縄は5月5日に梅雨入りしましたが、晴れや降らない日の方が多い感じです。これから新基地阻止の闘いは暑さとの、そしてまさに殺人光線のような太陽の光との闘いの季節になります。

5月10日でゲート前座り込みは2500日になりました。沖縄は4月12日からコロナまん延防止重点地域になってましたが、引き続き5月23日から6月20日までは緊急事態宣言の対象地域となり、ゲート前での行動休止はもう少し続きそうです。それでも有志個人が集まり、抗議の意思表示を続けています。海上行動では、4月25日で護岸工事着手4年となるのを機に限られた人数でアピール行動を辺野古の浜で行いました。



【海上工事4年目の海上アピール行動】

遺骨混じりの土砂

辺野古新基地埋立てに使う約2010万立方メートルの土砂の7割は県外からの調達予定でしたが、外来生物の混入を規制する県の条例をクリアするのは困難、と防衛

局はすべて土砂を県内から調達することに変更する意向です。新たな採石地となる南部は沖縄戦の激戦地であり、遺骨収集もまだ終わっていません。

40年間、遺骨収集に取り組んできた、遺骨収集ボランティア「ガマフヤー」代表の具志堅隆松さん(66)は、「遺骨の混じった、戦没者の血が染み込んだ土を新基地建設の埋め立てに使うのは戦没者への冒瀆だ。基地の賛成、反対を超えた人道上の問題」と反対し、3月1日～6日まで県庁前でハンストをして訴えました。



【ハンストする具志堅さんら】

県庁前には多くの方が訪れました。「戦争で亡くなった人がずっと苦しむ」(小5、女)、「小さい子からお年寄りまで戦争で無念の死を遂げた」「埋め立てに使われるなんて、亡くなった人がかわいそう」(女、80)、「戦争で犠牲になっていい命はない。その命が基地建設に使われるなんてあり得ない」と「こんなことしかできなくて」と1日半で署名654人分を集めて持ってきた女性(34)。具志堅さんの講話を聞いたという大学3年生は「地元のことなのに知らない

ことがたくさんある。亡くなった人の体は土になってまだその場所にあると思う。それが戦争に関することに使われるのは悲しい」。中止を求める意見書は県内各議会でも採択されています。

沖縄戦には県外各地からも派兵されて来ており、これは単に県内の問題ではなく、「全国の沖縄戦犠牲者の遺族の問題」でもあり、「日本政府は毎年 8 月 15 日に全国戦没者追悼式をするが、南部の土砂採取は慰霊とは全く真逆の行為だ」と具志堅さんは訴えました。

さらには遺骨は国内だけの問題でもなく、米兵も多く亡くなっています。米国防総省によると、沖縄戦で死亡し遺骨が未回収となっている米兵数は、判明しているだけで 228 人います。具志堅さんは南部の土砂には沖縄人だけでなく、米兵や日本兵、朝鮮半島出身者の骨も含まれる可能性があると言います。米政治誌ネイション電子版でも、「計画が実行されれば、米軍は、戦没者の遺骨がうずもれた土台の上に基地を築くことになる」と報じました。

ニューヨークでは在米日本人らがハリストに呼応して 3 月 1 日、集会を開きました。キューバ移民の男性は「キューバと沖縄は基地を含めて共通点が多い。しかし気にしない市民が多すぎる」と話しました。

業者が目視で確認？

加藤官房長官、岸防衛相は、業者は事前に「遺骨がないか、業者が目視で確認している」と述べました。県議会土木環境委員

会で土石採掘会社社長は「採掘する琉球石灰岩に遺骨が混じることは 100%ない」と断言しました。

具志堅さんは「終わったと思った場所を次の日探したら、まだ遺骨が残っている」と目視での確認は不可能、と言います。戦後 76 年経っており遺骨は小さく、風化したものが多く、赤土は石灰岩の色と同化、手にとって重さを比べなければ石との違いがわからないからです。1.5 メートル四方でも 1 日がかりの作業となるそうです。全ての遺骨を収集することは不可能で、「戦没者の遺骨や血が染み込んだ土砂を、米軍の新基地建設に使うこと自体をやめるしかない」。そもそも「遺骨収集推進法で遺骨収集は国に責任があるとしている、業者に責任を負わせることではない」と具志堅さんは言います。

多くの遺骨が発掘

NPO 法人沖縄鍾乳洞協会理事で遺骨収集に約 30 年に渡って携わってきた松本光男さん（67）も南部八重瀬町で戦没者とみられる遺骨一体分を見つけた。字誌によると軍民混在で多くの人が避難していた場所です。「早く見つけて供養してあげたい」と言います。DNA 鑑定につながる歯なども見つかри、県平和記念財団・戦没者遺骨収集情報センターが引き取りました。

また糸満市米須の採掘予定場所には自然壕があり、そこには日本兵の遺骨や遺留品などが発見されていることがわかりました。沖縄平和ネットワークの津多さんは

「沖縄戦を語り継ぐため、住民の証言とガマはセットで残していくべき」と言います。同じく糸満では、かつての陣地壕で2～3月にかけて8体の遺骨が発掘されました。元全国紙記者の写真家(58)が、「少しでも多くの遺族に遺骨を返したい」と元日本兵の証言を元に遺骨収集を約20年続けています。沖縄取材時に「君の足元にも戦没者の骨が埋まっているよ」と言われたのがきっかけで「遺族の多くは(遺骨が戻ってくることを)諦めていない」と話します。糸満市与座の壕でも沖縄戦戦没者の遺骨収集に取り組む「沖縄蟻の会」が2月に2体分の遺骨を見つけました。

地元紙ではハンストの記事を初め、連日遺骨に関する記事が掲載されました。たまたまこの時期に続けて見つかったのか、これまでは見つかってそれほど「話題性」がないと記事にならなかったのか、わかりませんが、沖縄では「戦後」がまだまだ続いているということを実感します。

特殊な死

『死者たちの戦後誌—沖縄戦跡をめぐる人びとの記憶』の著者・北村毅氏は地上戦が行われた沖縄戦での死は、いつ、どこで、どのように、亡くなったのかわからない、かなり特殊な死で、行き場のない感情のよりどころとなってきたのが、遺骨で、「全国にある国定公園とは歴史的意味合いが違う。既存の法律では限界があり、沖縄の特殊な事情、場所の持つ意味を踏まえ、土砂の採取、搬出などに配慮する必要がある」

と言います。

規制の前例なく

採掘予定地は日本で唯一の戦跡国定公園で、自然公園法で開発が規制されていますが、許可が必要な特別地域ではなく、届け出すれば開発できる普通地域に当たります。南部の土砂はすでに基地建設以外に使われてきました。



【南部の鉱山の一つ】

県は自然公園法33条2項で、風景保護のための採石の禁止や制限をできますが、これまで自然公園法を適用して規制した例はなく、規準が明確でないといえます。環境省によると、全国でも国定公園での規制をしたことはないが、国立公園での規制は17件あり、うち12件は太陽光発電装置の撤去を求めるものでした。また地元糸満市は、県への調書に添えた意見で、市の「米須集落景観形成重点地区」内にあり、自然公園法33条2項に基づき、開発行為の禁止や制限など必要な措置命令の検討を求めました。

玉城知事は2月定例議会で南部地区からの土砂採取について「県民の心を深く傷つけ

る。到底認められない」と明言しました。一方、県幹部は「私権の制限にも関わってくる」と慎重でした。開発前に遺骨があるかどうか確認できるまで開発を制限するような法律也没有ありません。慰霊塔がすぐそばにあり、他の鉱山開発地より景観を守る重要性が高いともいえますが、開発と景観、どうバランスをとるか。開発前に遺骨が見つかった予定地は初めてであり県幹部も「沖縄戦とどう向き合っていくか」が問われているとします。

「茶碗より価値がないのか」

県民の注目の集まる中、4月16日、知事は具志堅さんらの求めていた採掘中止でなく、自然公園法に基づく措置命令としました。内容としては遺骨の有無を関係機関と確認し収集に支障がないようにする、風景に影響しないよう植栽をする、原状回復する、上記採掘開始前に県と協議すること、です。また遺骨の混じった土砂は採取しない、などと留意事項をつけました。デニー知事は「法制度上、県として最大限取り得る行政行為」をしたといい、与党からも評価を得ましたが、具志堅さんは「工事現場で茶碗が見つければ文化財保護法で工事は止まる。人間は茶碗より価値がないのか」と訴えました。しかし、中止ではなかったものの、この措置命令をクリアして採掘するのはかなりハードルが高いことは評価しました。



【慰霊碑「魂魄の塔」前での集会、
若者も発言】

保護区の拡大も

業者は期限の4月30日に弁明書を提出し、国立公園法は沖縄戦跡国定公園には適用されない、前身となる会社が以前条件付きで県の承諾を得ている、と今回の措置命令は違法とし撤回を求めました。また同時に、具志堅さんが無許可で鉱山に立ち入ったこと、遺骨が沖縄戦戦没者と確定されていないとし、開発が認められない場合約11億の損害が見込まれ、県の措置は著しい人権侵害と営業妨害であるとし謝罪を求めました。業者は当初「関係機関と協議をして、法に基づいて進めていく」と応じる姿勢を示していましたが、態度を硬化させました。

これに対し県は5月14日、「戦没者の遺族の心情に配慮した形で（開発が）適切に行われるよう、人道的に配慮してほしい」と正式に措置命令を出しました。命令を守らなければ開発行為は認められません。市民は「事業者との協議で県がどこまで毅然とした対応ができるかが問われる」と県の対応を注視します。

玉城知事は、戦跡保護の観点から自然公

園法に基づく、「特別保護地区」「特別地域」を拡大する方向で検討を始めことも表明しました。

名護市長 意見書出さず

辺野古新基地設計変更承認申請で、県から意見を求められていた名護市の渡具知市長は昨年 12 月の市議会で提出した市長意見が議会で否決され、対応が注目されていましたが、「市長としての意見は存在しない」旨とする文書を 3 月 8 日、県に郵送しました。

市長の意見不提出に対し、名護市議会は、25 年にわたって市政の重大課題になっている辺野古新基地問題を抱える自治体の長として無責任であると批判し、独自に設計変更に対する意見書を決議し、県に提出しました。内容としては、大浦湾側の埋立予定地の 3 分の 2 が軟弱地盤であり工事は不可能であること、活断層の存在や護岸が震度 1 で崩壊する危険性のあること、費用が政府の試算でも当初予算の約 3 倍もの 9300 億円かかること、設計変更が承認されてもその後工事が 9 年以上かかり普天間基地の「1 日も早い危険性の除去」にはならないこと、工事による世界的にも類を見ない豊かな生態系の破壊、そして名護市民 579 件を含む市民からの意見 1 万 7857 件の意見書すべてが否定的な意見であったこと、などを挙げています。

また前市長・稲嶺進氏が公有水面埋立承認に関して 2013 年に知事に提出した 23 ページにも及ぶ意見書にも言及し、その意見書作成には調査を 3 カ月かけ、市民からも

直接意見聴取し、「名護市民の誇りをかけて、辺野古移設に断固反対する、これが名護市民の強い決意であります」と訴えました。市議会はこの意見書の趣旨は今も生きているとし、設計変更を不承認とすることを求める意見書を決議し、3 月 25 日に知事に提出しました。



【進む護岸工事】



【デッキパージ船から台船への積替え作業】



【安和桟橋でカヌーチーム】



【辺野古ゲート前での座込み】



【塩川港でのベルトコンベア設置、作業の加速化が懸念される】

巨大地震 沖縄にも

辺野古新基地の護岸は震度1でも崩壊する危険性が識者から指摘されています。沖縄は地震が少ないというイメージがありますが、2020年における都道府県別の震度1以上の地震回数は99回の全国13位と上位にあります。過去最大の地震とされているのは1771年4月の石垣島近海で発生したマグニチュード7.4の地震で「明和の大津波」と言われています。津波で八重山、宮古地域で死者1万2千人津波の最大遡上高は30メートルでした。また1960年のチリ地震で発生した津波で名護市で3人が犠牲になってます。最近では2010年2月

に糸満市で震度5弱を記録しています。

今後30年間で震度6強以上の揺れに見舞われる確率は沿岸部を中心に2番目に高い値(6~26%)です。本島南方沖で「長年のひずみがたまっている可能性」があり、沖縄で近年地震が少ないのは「偶然だろう」(中村衛・琉大教授)とのこと。

米軍低空飛行、全国で

前回の報告で沖縄県内での米軍の低空飛行が頻繁に目撃されていることを報告しましたが、全国でも同じように頻繁に目撃されていることがわかりました。特に米軍飛行訓練ルート「オレンジルート」直下にある愛媛、高知両県での目撃が相次いでいます。1994年には米海軍の戦闘機が高知県内のダムに墜落し、乗務員2人が死亡する事故もありました。「また事故があったらと考えると恐ろしい」と地元住民は言います。

高知県によると、目撃情報は2014年から18年までは2桁台で推移していましたが、20年度は3月初めで252件もありました。愛媛県もこれまでは1~2桁で推移していましたが、20年度は310件に激増しました。両県ともにプロペラの輸送機の目撃が多いとのこと。

昨年の全国知事会では、米軍機の低空飛行訓練に対して実態調査を行うことや、人口密集地上空の飛行回避や、地位協定を見直し、航空法など国内法の適用することを求めました。しかし防衛省は低空飛行の事実を判断するのは困難と消極的です。日本の空で起きている、国民の安全を脅かす異

常事態にもかかわらず、この対応は理解できません。イタリアは、1998年米軍機の事故により20人が死亡、米軍との協定で規制を厳しくし、低空飛行禁止、国内法遵守としています。犠牲者が出ないと政府は重い腰をあげないのでしょうか。

米軍訓練激化

米軍訓練による騒音等の記事は沖縄の新聞では毎日のように報道されています。それだけ頻繁に起きているということであり、今、この原稿を書いている瞬間にも私の上で飛ぶ米軍ヘリの音がしています。

3月には外来機が次々飛来し、苦情が相次ぎました。3月16日に日米安全保障協議委員会（2プラス2）が開かれ、中国や北朝鮮への「威圧的シグナル」「軍事的バイデン戦略の幕開け」との専門家の見方もあります。普天間飛行場にはF35戦闘機が3月8～10日続けて飛来、統計を取り始めた2002年以降最多の苦情件数を記録、「基地被害110番」の録音容量を超え、開設以来初めてパンクしました。110番への苦情は20年度全体でも過去最多の759件、前年度の1.5倍。米軍機による騒音の苦情が大幅に増え、「眠れない」「生きた心地しない」「死ねと言ってるようなもん」など深刻な声が寄せられています。実際にも着陸回数は1月は前年比22%増の1944回が記録されました。そのみならず、飛行が制限されている深夜早朝の離着陸も1.5倍に増加してました。

伊江島補助飛行場では3月8～20日、遠征前方基地作戦（EABO）の訓練が行われ、

F35も参加。私もちょうど人を案内して伊江島に行き、訓練を目撃しましたが、写真を撮っていると米兵が4、5人、すぐにやってきて撮影を制止しようとしてきました。



【伊江島で訓練するオスプレイ】

読谷村の米陸軍トリイ通信施設では、在沖海兵隊のCH53大型輸送ヘリがフォークリフトの吊り下げ輸送の訓練が目撃されました。同村では危険を伴う吊り下げ輸送などの訓練は認めていません。実際に20年2月には吊り下げ輸送中の射撃用標的を海上に落下させる事故を起こしています。

読谷村では、1965年に米軍がトレーラーを落下させ、当時小学5年生だった女児が下敷きになって死亡する事故が、2006年には、米海兵隊CH53ヘリが、つり下げ輸送中の車両を、海に落下させる事故などが起きています。宜野湾市でヘリの窓枠が小学校の校庭に落下した事故なども記憶に新しいです。

嘉手納基地ではCV22オスプレイによる降下訓練が3月24日に行われ、嘉手納町上空を繰り返し旋回しました。住民からは「頭が変になりそう」、家の真上を通り「落ちるんじゃないかと爆音だけでなく墜落

の恐怖を感じた」「重低音が響いてイライラした」など苦情が相次ぎました。

教科書検定

沖縄戦の記述 簡略化

新たな学習指導要領に基づく高校の教科書検定結果が3月30日、明らかになりました。新科目「公共」や日本史Aと世界史Aを合わせた「歴史総合」では全社の教科書が沖縄の基地問題を取り上げましたが、沖縄戦の記述は全体的に少なめ、となりました。

明成社の歴史総合は「一般県民も加わり、軍官民一体となって激しい戦闘をつづけた」と住民が積極的に協力したかのような表現をし、生徒を慰霊する目的で建てられた「一中健児の塔」を、功績をたたえる「顕彰碑」とし、建立趣旨とは反対の扱いする表現をし、ひめゆり学徒隊を「ひめゆり部隊」と誤った記述もありました。部隊というと一緒に戦闘に参加したようなイメージに受け取られると、ひめゆり平和祈念資料館館長は指摘します。

歴史総合で集団自決（強制集団死）について記述したのは、検定を合格した12冊のうち7冊でした。山川出版は「事実上日本軍に強要された住民の集団自決もおきた」、第一学習社は「日本軍による教育・指導や訓練の影響などを受けて『集団自決』に追い込まれた」と記述し。実教出版は「沖縄戦でいわゆる『集団自決』（強制集団死）や軍隊による住民殺害が発生する要因となった」と記述されてます。

また去年の検定で不合格となった自由社の中学歴史教科書を本年度も検定し合格となりました。沖縄戦については「日本軍はよく戦い、沖縄住民もよく協力しました」と県民が進んで協力したかのように記述し、日本復帰については「民族の再統一がなりました」と記述しています。日本軍の加害性や復帰後も多くの米軍基地が残ったことに関する記述はありません。自由社は「新しい教科書をつくる会」の教科書を発行しています。

かつて高校の歴史教科書検定において、沖縄戦における集団自決、強制集団死の日本軍強制の記述が「誤解するおそれがある表現である」と書き直しを命じ削除修正されたときには、これに抗議し「教科書検定意見撤回を求める県民大会」が2007年9月29日に開催され、11万6千人が参加しました。

「9・29 県民大会決議を実現させる会」は、今回の検定について、学校教育法が高校教育の目標とする「公正な批判力の育成」にかなう教科書は3冊ほどしかない、と批判。顕彰碑と記載されたり、ひめゆり部隊と誤記した記述は「戦死を美化する、または英雄視する不適切な記述」と指摘。県民が戦争に協力したかのような記述は「軍隊は住民を守らないという、沖縄戦最大の教訓から目をそらすもの」と批判、「コロナ禍でなければ県民大会が開かれていた」と訴えました。

重要土地規制法案、沖縄への影響

「重要施設周辺及び国境離島等における

土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律案」(土地規制法案)の審議が5月11日から衆議院で始まりまし
た。政府は米軍、自衛隊、海上保安庁などの施設周辺1キロ圏内、国境離島を調査・規制の対象としてい
ます。米軍基地が住宅地等に隣接し密集し、国境離島の多い沖縄県内では広い範囲が調査対象とな
りえます。嘉手納町はその面積の8割が米軍基地が占め、全域が対象になります。宜野湾市はそ
の面積の24%を占める基地が市の中央に位置し、ほぼ全域が対象になります。自衛隊が配備さ
れた宮古島市や石垣市、与那国町などの離島は元々面積が小さいのでその規制割合が高くなり
ます。

防衛省が自衛隊、米軍基地の隣接地を調べた結果では、全国に7万8920人の所有者が
おり、うち外国人は7筆のみ。このうち沖縄県では1万850人と13.7%に当たる所有者が
いますが、外国人はいませんでした。沖縄は全国比で面積で0.6%、人口で1%しか
いないのに比べると極めて高率です。またこの調査では普天間飛行場などすでに返還が
合意されている米軍施設は含まれておらず、隣接地のみの調査なので、法案は規制
できる範囲を1キロとしているので、対象者はさらに多くなります。

すでにドローン規制法などで基地周辺での報道機関や市民による監視活動に影
響が出ていますが、さらに基地等周辺での抗議活動の拠点が規制対象となり、監視・
抗議活動に影響する可能性があります。

法案は関係者に情報提供を義務付けて

おり、宜野湾市民は「隣近所であることないことがうわさになり、疑心暗鬼に陥って
しまう」と市民の相互監視につながるのではと心配します。

この法案に関しては市民団体が協力して緊急声明を出し、NPJも賛同団体になっ
ています。(p25「重要土地調査規制法案緊急声明」参照)

世界自然遺産候補に

ユネスコの諮問機関、国際自然保護連合(IUCN)は5月10日、奄美大島・徳之島・
沖縄島北部および西表島を世界自然遺産に登録するよう勧告しました。ユネスコ世
界遺産委員会で正式に決められますが、通常は勧告どおり認められます。2018年
のときには、推薦した地域が飛び地であるなどの理由で延期となりましたが、2016
年に北部訓練場の返還された土地も追加して改善がみられたとして認められまし
た。

喜ばしいニュースとして受け止められていますが、その認められた地域には相
変わらず北部訓練場が隣接し、訓練空域は返還前のまま維持され、米軍は昼夜を
問わず訓練を繰り返し騒音・振動等の問題は依然としてあります。高江では2014
年に比べ20年は米軍機による騒音被害が3.5倍に増加しています。また返還地
では放射性物質を含む電子部品や薬きょうなどの廃棄物が次々と見つかり、有害
物質の残留が懸念されています。廃棄物調査を続けるチョウ類研究者の宮城秋
乃さんは「こんな自然遺産は他にはない」元通りにするのは無理かもしれないが
「米軍機が上空を飛ばない、

動物たちの静かな森を返してほしい」と訴えます。



【宮城さんが回収した返還地の米軍廃棄物】

普天間返還合意から 25 年

4 月 12 日で当時の橋本龍太郎首相とモンテール駐日大使が共同で会見し、普天間飛行場を 5～7 年のうちに全面返還すると発表してから、25 年になります。返還は進まず、新基地建设に関しても米国内シンクタンク、米会計検査院、米議会調査局などからも懸念が出され始めています。跡地利用についても地権者は返還合意時の 1.8 倍の 4227 人に増加、多くなれば合意形成も困難になります。特に先祖の土地、ではなく、投機目的で取得した地権者は、故郷を取り戻すというより、高収益を得れる使用を志向します。

河野沖繩相の発言に反発

復帰 49 年に関するインタビューで河野沖繩担当相の発言が波紋を呼んでいます。沖繩の子どもの貧困に関して 10 代の妊娠の高さを挙げ「必ずしも褒められる話ではない」「明治時代とかだと 10 代のお母さ

んというのはいたかもしれない」「責任が持てる家庭作りというのを沖繩の若い人に徹底していく」、高い出生率に関して「母子世帯の割合が高い」家族・親戚の支えがあってやってこれているが「そこにやっぱり甘えちゃだめ」。教育について「米軍の基地がある。そのリソースを利用しない手はない」と米軍基地の英語教育への活用を勧めました。これに対し識者たちは「居酒屋談義」のような無責任な発言で「一国の大臣の発言とは耳を疑う。沖繩の歴史を知らなすぎる」「母子世帯になれば貧困に陥るのは、単に国策の破綻だ」。「米軍基地を使って英語を学べば世界に出ていけると考えるなら、あまりに短絡的」と批判しました。

「復帰とは何だったのか」

毎年 5 月 15 日には「復帰とは何だったのか」沖繩では問われます。元琉球大学教授で沖繩県知事を 2 期務めた大田昌秀氏は「日本にとって沖繩は何なのか」という文章のなかで、「平和憲法の下に返る」をスローガンに掲げて、熱烈に復帰運動を推進したにもかかわらず、実際には「日米安保条約の下への復帰に終わった」と述懐します。辺野古移設を強行に進める政府の態度を、明治政府の琉球処分にとえ「一方的な態度は帝国憲法下のそれと何ら異なるものではない」。平和憲法の下に返るはずが、戦前の帝国憲法と同じだった、と語っています。

2021年5月24日

重要土地調査規制法案に関する緊急 声明

憲法と国際人権規約に反する「重要土地調査規制法案」の撤回を求めます

重要土地調査規制法案に反対する市民団体（224団体、略）

はじめに

日本の社会における表現の自由の侵害、政府に関する情報の秘匿化などに疑問を持つ多くの NGO が、国連自由権規約委員会へのオルタナティブレポートを提出し、委員会の勧告を求め、その勧告の実現を日本政府に求めていくことを共同の目的として 表現の自由と開かれた情報のための NGO 連合 (NCF0J) を結成しました。すでに 2020 年 9 月 30 日に共同レポートの第一弾を自由権規約委員会に提出しています。

国連自由権規約委員会の日本審査は、世界的な新型コロナ感染拡大のために大幅に遅延しています。そうした中でも、日本 社会における表現の自由の侵害、政府に関する情報の秘匿化 などの状況は悪化しているといわざるをえません。NCF0J 内部で、追加レポートの作成を検討しています。その検討過程で、今般国会に提出された「重要土地調査規制法案」には、人権保障上、特に表現の自由、市民活動の自由、プライバシー権、知る権利との関係において、看過することのできない問題点が含まれている ことに気づきました。

何としてもこの法案は成立させてはならない、その思いから、NCF0J としての追加レポート作成とは別個に、同様の問題意識をもつ NCF0J 内外の市民団体の連名で、急遽、声明を発することとしました。

法案の撤回と廃案を求める 理由を以下に述べます。

第 1 立法の経緯と法案の概要

本年 3 月 26 日、日本政府は「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律案」 重要土地調査規制法案 を閣議決定し、国会に提出しました。

この法案は、昨年 12 月 10 日に自民党政務調査会がまとめた「安全保障と土地法制に関する特命委員会」の提言をもとに、閣法として提出されたものです。法案提出にあたって、当初は連立与党の公明党は「まるで戦時下を思わせる民有地の規制」（漆原良夫公明党前議員の「うるさん奮闘記」より）などとして強い難色を示していましたが、法案の微修正によって個人情報への配慮条項を付加すること、指定については、「経済的社会的観点」から留意することを法文上に盛り込む方向などが確認されたために、法提案に応じた経緯がありました。

法案では、基地など安全保障上の「重要施設」周辺概ね千メートルの区域や「国境離島等」

を「注視区域」または「特別注視区域」に指定して土地・建物の利用状況を調査し、重要施設や国境離島等の「機能を阻害する行為」に対し行為の中止または「その他必要な措置」を勧告・命令することを定めたものです。命令に従わない場合は懲役刑や罰金刑を課することができます。「特別注視区域」に指定されると、土地売買等の取引の際は事前に取引の目的等の報告が求められ、虚偽の報告をしたり、報告を怠った者は同じく処罰されます。

第2 立法事実は存在しない。不必要である

前述のように、法案の提出作成に至ったきっかけは、外国人・外国政府の基地周辺や国境離島での土地取得に規制を求める自治体議員や自民党議員の要望でした。しかし実際には外国人の土地取得によって基地機能が阻害される事実（立法事実）が存在しないことが明らかになっています（2020年2月25日、衆院予算委員会第8分科会）。

にもかかわらず、法案は広く国が定める「重要施設」周辺の土地・建物の所有者や利用者を監視し、土地・建物の取引や利用を規制するものになりました。この法案に対して、市民の財産権を侵害し土地取引や賃貸を伴う経済活動を停滞させるとの懸念の声があります。

しかし、本声明では、それにも増して広く市民が監視され、市民の調査活動・監視活動等が萎縮・制限されることにより、表現の自由、市民活動の自由、プライバシーの権利、知る権利が大きく損なわれることに警鐘を鳴らしたいと思います。

第3 法案の核となる概念や定義がいずれも極めてあいまいである

この法案は、法案中の概念や定義が曖昧で政府の裁量でどのようにも解釈できるものになっています。まず、注視区域指定の要件である「重要施設」のうちの「生活関連施設」とは何をさすのかは政令で定め、「重要施設」の「機能を阻害する行為」とはどのような行為なのかも政府が定める基本方針に委ねています。

重要施設には自衛隊と米軍、海上保安庁の施設だけでなく、「その機能を阻害する行為が行われた場合に国民の生命、身体又は財産に重大な被害が生ずる恐れのあるもので政令で指定するものを含む」とされており、原発などの発電所、情報通信施設、金融、航空、鉄道、ガス、医療、水道など、主要な重要インフラは何でも入りうる建付けの法案となっています。

調査の対象者のどのような情報を調べるのかについても政令次第になっています。さらに調査において情報提供を求める対象者としての「その他関係者」とは誰か、勧告・命令の内容である「その他必要な措置をとるべき旨」とはどのような行為を指すのかについては、政令で定めるという規定すらなく総理大臣の判断に委ねられています。市民の自由と基本的人権を阻害する可能性のある、市民に知られては都合の悪い規定は、法文中ではな

く政府がつくる基本方針や政令、総理大臣の権限で決められるようにしているのです。刑罰を構成する要件規定が法律に明示されないということは、刑事法の基本原則すら満たしていないものであり、刑罰の構成要件の明確性を求めている憲法 31 条、自由権規約 9 条にも違反するものであると言わなければなりません。

また、刑罰の対象となる行為が明確となっていないため、表現の自由・市民活動の自由に対して萎縮効果を及ぼすこととなり、調査・監視活動が阻害され、憲法 21 条・自由権規約 19 条にも違反するおそれがあります。

第4 法案の具体的な問題点

この法案が成立するとどのようなことが起こりうるか、問題点を以下にあげます。

1. 法案7条により、重要施設周辺の土地・建物利用者の個人情報なことごとく収集され監視されることになる

「施設機能」を阻害する行為やそれをするおそれがあるかどうかを判断するためには、その者の住所氏名などだけでなく、職業や日頃の活動、職歴や活動歴、あるいは検挙歴や犯罪歴、交友関係、さらに思想・信条などの情報が必要となります。すなわち、重要施設の周辺にいる者はことごとくこれらの個人情報を内閣総理大臣に収集され、監視されることになるのです。法案 3 条は、「個人情報の保護への十分な配慮」「必要最小限度」などと規定していますが、これらの気休めともいえる規定が実効性のある歯止めとなる保証はどこにもありません。このような法案は思想・良心の自由を保障した憲法 19 条、プライバシーの権利を保障した憲法 13 条、自由権規約 17 条に反すると言えます。

2. 具体的な違法行為がなくても特定の行為を規制できる

「重要施設」の周囲や国境離島に住んでいるか仕事や活動で往来している者に対して、政府の意向で調査でき、「機能を阻害する恐れ」があるとの理由で行動を規制できるようになります。しかもその規制は命令に従わなければ懲役刑を含む罰則も含むという苛烈なものです。このような法案は、居住・移転の自由を定めた憲法 22 条、表現の自由を保障した憲法 21 条、自由権規約 19 条に反するものと言えます。また、刑罰の明確性の原則（憲法 31 条、自由権規約 9 条）にも違反することとなります。

3. 「関係者」に密告を義務付け、地域や活動の分断をもたらす

法案 8 条は「重要施設」周辺や国境離島の土地・建物の所有者や利用者の利用状況を調査するために、利用者その他の「関係者」に情報提供を義務付けています。「関係者」は従わなければ処罰されますので、基地や原発の監視活動や抗議活動をする隣人・知人や活

動協力者の個人情報を提供せざるを得なくなります。これは地域や市民活動を分断するものであり、市民活動の著しい萎縮、自己規制にも繋がります。このような法案は、憲法 19 条と自由権規約 18 条が絶対的なものとして保障している思想・良心の自由を侵害するものです。また、市民の団結を阻害するという意味において、集会結社の自由（憲法 21 条、自由権規約 21 条・22 条）に対する侵害のおそれもあります。

4. 事実上の強制的な土地収用である

法案 11 条によれば、勧告や命令に従うとその土地の利用に著しい支障が生じる場合、当該所有者から 総理大臣 に対して買入れを申出ることができ、総理大臣は特別の事情がない限り、これを買入れるものとされています。命令に従わなければ処罰されることになり、やむなく 買入れを申出なければならないのであれば、これは、法案 10 条 3 項 による土地収用法の適用 ともあいまって、重要施設周辺の土地の事実上の強制収用であると言えます。土地収用法は戦前の軍事体制の反省に立ち、平和主義の見地から、土地収用事業の対象に軍事目的を含めていませんでした。軍事的な必要性から私権を制限する法案は憲法前文と 9 条によって保障された平和主義に反し、さらには憲法 29 条によって保障された財産権をも侵害するものです。

5. 不服申立ての手段がない

権利制限を受ける市民は、本来それらの指定や勧告・命令に対して不服申立てができるようにすべきですが、法案にはそのような不服申立ての手段や方法は定められておらず、憲法 31 条に定められた適正手続きの保障すら著しく侵害するものです。

第 5 法案成立が及ぼす影響 私たちは、この法案の撤回と廃案を求めます

1. 膨大な量の個人情報の入手・蓄積・分析のために情報機関が強化される

この法案が成立した場合には、実際の調査では、聞き込み、張り込みはもちろん、警備公安警察が現地で調査し収集して所有する個人情報も入手されることになるでしょう。その収集や分析には相当な人手が必要であり、内閣情報調査室などの市民監視のための情報機関の大幅な拡充や機能強化につながっていく恐れがあります。

2. 基地 や原発の調査・監視行動も 規制の対象とされる

米軍機による騒音や超低空飛行、米兵による犯罪に日常的に苦しめられている沖縄や神奈川などの基地集中地域では、市民が自分たちの命と生活を守るために基地の監視活動や抗議活動に長年取り組んできました。また、ジャーナリストや NGO もこれらの施設につ

いて調査活動を行い、その問題点を社会に明らかにしてきました。自衛隊のミサイル基地や米軍の訓練場が新たに作られたり、作られようとしている先島諸島や奄美、種子島でも同じ状況に置かれています。このような、自分たちの命と生活を守る当たり前の基地調査行動・監視行動ですらこの法案は規制の対象にしているといえます。

また、その規制は南西諸島や基地周辺に限らないことは前述したとおりです。重要施設は、原発をはじめ放送局、金融機関、鉄道、官公庁、総合病院などの重要インフラの周辺にまで拡大される可能性があります。大都市圏に住むほぼすべての人が監視と規制の対象となる可能性を含んでいるのです。

このような法案は、市民の多様な表現の自由及び市民の知る権利を保障した憲法 21 条、自由権規約 19 条に反するものと言えます。

3. 法案は戦前の「要塞地帯法」の拡大版の再来であり、憲法と国際人権法を著しく侵害するもの。廃案・撤回するしかない

すなわちこの法案は、憲法改悪の「緊急事態条項」を先取りする形で市民の監視と権利制限を日常化、常態化させる法律なのです。そのような意味で、この法律は、戦前の社会を物言えない社会に変えた軍機保護法・国防保安法とセットで基地周辺における写真撮影や写生まで厳罰の対象とした要塞地帯法 明治 32 年 7 月 15 日法律第 105 号の拡大版の再来だといえるでしょう。この法律が成立すれば、市民と市民団体の活動に対する萎縮は限りない連鎖を生み、戦前のように、日本社会を沈黙の支配する社会へと国が変えてしまうことが再現されることすら予想されます。安保関連施設を厚いベールで隠し、一切の批判を封じることから、戦争に向かう政策を補強する戦争関連法の一環であると言わざるをえません。このような法案は決して成立させてはなりません。私たちは政府に対して、日本国憲法と国際人権規約に真っ向から反する、問題の多いこの人権侵害法案を撤回するよう求めます。

.....

■ 沖縄弁護士会 重要土地等調査規制法案に反対する会長声明 2021 年 05 月 21 日

……沖縄県は、県土そのものが国境離島であるばかりか多くの米軍基地を抱えている。このため、沖縄県民のだれもが本法案による調査規制対象となってもおかしくなく、広範かつ曖昧な目的のために県民が知らないうちに監視下におかれるおそれもありうるのが本法案の基本的枠組みといわざるをえない。

当会は、重要土地等調査規制法案は、その制定の必要性が裏付けられていない一方で、指定された区域の土地等利用者や関係者のプライバシーや思想・良心の自由、その他多くの基本的人権を侵害するおそれが極めて大きいことから同法案に反対するものであり、今国会にて廃案とすることを求める。



Nonviolent Peaceforce

非暴力平和隊の理念と活動に賛同・支援して下さる個人および団体を会員として募集しています。入会のお申込みは、**郵便振替、銀行振込、非暴力平和隊・日本のウェブサイトの入会申込ページ**をご利用くださいますようお願いいたします。

◎ **正会員(議決権あり)**

- ・ 一般個人:10,000円
- ・ 学生個人:3000円

* 団体は正会員にはなれません。 ・ 団体 :10,000円(1口)

◎ **賛助会員(議決権なし)**

- ・ 一般個人:5000円(1口)
- ・ 学生個人:2000円(1口)

■ **郵便振替:00110-0-462182 加入者名:NPJ**

* 通信欄に会員の種類を(賛助会員の場合は口数も)ご明記ください。

■ **銀行振込:三井住友銀行 白山支店 普通 6622651 口座名義:NPJ代表 大畑豊**

* 銀行振込をご利用の場合は、お手数ですが電話・ファックス・メールのいずれかを通じて入会希望の旨、NPJ事務局までご連絡くださいますようお願いいたします。

■ **ウェブサイトからのお申込み:** http://np-japan.org/4_todo/todo.htm#member



左の写真は2016年の京都、広島講演のために来日したメル・ダンカンが横浜球場で横浜ベイ・スター対広島カープ戦を観戦中のものです。カープの帽子をかぶっています。横浜球場でも自分でスコア・カードを付けていたほどの大の野球ファン、ミネアポリスのミネソタ・ツインズの熱心なファンです。ツインズは

アメリカンリーグ中部地区所属で、広島カープにいた前田健太が今年開幕投手の栄誉に浴しましたが現在4位の成績ですのでメルはさぞやきもきしていることでしょう。NP 退任後はツインズのホーム球場、ターゲット・フィールド(Target Field)で心置きなく応援する機会も増えることでしょう。ツインズの勝利と前田健太の奮闘を祈ります。